

議第 66 号

下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 6 年 6 月 5 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和 6 年内閣府令第 18 号）の公布に伴い、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年下呂市条例第26号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（職員）</p> <p>第29条 （略）</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>（3） 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>（4） 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（職員）</p> <p>第29条 （略）</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>（3） 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>（4） 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 （略）</p>
<p style="text-align: center;">（職員）</p> <p>第31条 （略）</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>（3） 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>（4） 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につ</p>	<p style="text-align: center;">（職員）</p> <p>第31条 （略）</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>（3） 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>（4） 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につ</p>

改正後	改正前
<p>き1人</p> <p>3 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることはできない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p>	<p>き1人</p> <p>3 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることはできない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p>

改 正 後	改 正 前
3 (略)	3 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

【参考資料】

下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第18号）に準じて、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

- (1) 小規模保育事業及び事業所内保育事業等を行う事業所の職員配置基準について、満3歳以上満4歳未満の児童おおむね20人に対し1人以上の職員を置くこととされているところを、児童おおむね15人に対し1人以上とするよう改め、満4歳以上の児童おおむね30人に対し1人以上の職員を置くこととされているところを、児童おおむね25人に対し1人以上とするよう改めます。

（第29条、第31条、第44条、第47条関係）

- (2) この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用します。

（附則第1項関係）

- (3) 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼす影響があるときは、当分の間、改正前の条例が効力を有することとする経過措置を設定します。

（附則第2項関係）